

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 優良図書 の 推奨

○ 有害図書 の 指定

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする
医師の指定及び辞退

○ 指定居室サービス等の事業の廃止

○ 特定計量器定期検査

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

○ 土砂災害警戒区域等の指定

【公告】

○ 公共測量の終了

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

男女共同参画青少年課

障害福祉課

長寿社会課

産業企画課

道路整備課

防災砂防課

監理課

建築指導課

選挙管理委員会

”

”

”

”

”

”

”

”

”

”

目次

○ 政治団体の代表者等の異動の訂正

”

担当課（室）

◎岡山県告示第四百四号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
 平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	監 修	発 行 所	対 象
1	地震がきたらどうすればいいの？	あかぎ かんこ	mitty	絵	埼玉福祉会	幼児
2	はまぐでひろったよ	岩 間 史 朗	池 田 等	写真 監修	ひさかたチャイルド	小学生(低)
3	もののけの家	ほりかわ まりこ	イジー・ドヴォジャーク	作	偕 成 社	“(低)
4	どうぶつたちがねむるとき	マリエ・シュトウンブナー	絵		偕 成 社	“(低)
5	どうぶつ園のじゆうい せつめつからすくうしごと	植 田 美 弥	監修		金 の 星 社	“(中)
6	靴屋のタスケさん	角 野 栄 子	作		偕 成 社	“(中)
7	うちって やっばり なんかへん？	トーリル・コーザエ	作		偕 成 社	“(中)
8	ジャンケン神さま	青 木 順 子	訳		小 学 館	“(中)
9	こんとんじいちゃんの裏庭	岡 田 よしたか	絵		小 学 館	中 学 生
10	八月の光 失われた声に耳をすませて	村 上 しいこ	作		小 学 館	“(中)
		朽 木 祥	作		小 学 館	“(中)

◎岡山県告示第四百五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	季刊誌	姉 a y a 夏号	冊 田 版
2	月刊誌	恋愛白書パステル	冊 田 版
3	〃	実話ナックルズ	ミニオン出版

◎岡山県告示第四百六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十九年七月十八日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

田中克樹 視覚

医療機関の名称

田中眼科医院

所在地

浅口市鴨方町六条院中三三五―一

山崎広一 肢体不自由

笠岡第一病院

笠岡市横島一九四五

小谷一敏 呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸

笠岡第一病院

笠岡市横島一九四五

紙谷晋吾 肢体不自由

成羽病院

高梁市成羽町下原三〇一

藤原洋平 肢体不自由

成羽病院

高梁市成羽町下原三〇一

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

山崎浩子 腎臓

医療機関の名称

高梁中央病院

所在地

高梁市南町五三

薬師寺宏 ぼうこう・直腸

笠岡第一病院

笠岡市横島一九四五

修多羅正道 肢体不自由、平衡

郷奉メンタルクリニック北園

津山市北園町四〇―一二

◎岡山県告示第四百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

小川器械株式会社

2 所在地

岡山県津山市北園町一〇番地九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

小川器械株式会社

2 所在地

岡山県津山市北園町一〇番地九

三 廃止年月日

平成二十九年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇四八九

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アップルヘルパーステーション

2 所在地

岡山県津山市上野田一〇〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アップルコーポレーション

2 所在地

岡山県津山市上野田一〇〇番地

三 廃止年月日

平成二十九年八月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇一七四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

平成29年7月28日 岡山県公報 第11909号

◎岡山県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 市場青木線

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一 地先から	小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一 地先から	新	六・〇 〃 二〇・〇	三四〇・〇
小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一 地先から	小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一 地先から	旧	二・〇 〃 一七・〇	三四〇・〇

一 道路の種類 県道

二 路線名 北木島線

三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

一 道路の種類 県道
 二 路線名 大篠津山停車場線
 三 道路の区域

津山市靱保字郷尾六八番地先から	区 域	新 別	新 旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		新		一三・〇〇	四三〇・〇

笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から 笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一〇 地先を経て 笠岡市北木島町字上松原一〇九〇六番一 七地先まで	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から 笠岡市北木島町字上松原一〇九〇六番一 七地先まで	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から 笠岡市北木島町字上松原一〇九〇六番一 七地先まで	笠岡市北木島町字玉立一〇四〇七番一三 地先から 笠岡市北木島町字上松原一〇九〇六番一 七地先まで	別	(メートル)	(メートル)
旧		新				
六・二〇 二二・〇	三・一〇 二六・〇	六・二〇 二二・〇	六・二〇 二二・〇			
四二七・〇	四〇九・〇	四二七・〇	四二七・〇			

津山市榑保字矢峪四四四番一地先まで	津山市榑保字矢峪四四四番一地先まで
津山市榑保字郷尾六八番地先から	
旧	
五・〇〇 三六・九	三八・九
四三〇・〇	

平成29年7月28日 岡山県公報 第11909号

◎岡山県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	区間	供用開始年月日
市場青木線	大篠津山停車場線	路線名	小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一地从りから 小田郡矢掛町東三成字土井四〇二九番一地从りまで	平成二十九年七月二十八日
津山市鞆保字郷尾六八番地先から	津山市鞆保字矢峪四四四番一地从りまで			

平成29年7月28日 岡山県公報 第11909号

◎岡山県告示第四百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、高梁市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇九K玉川町下切〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇九D玉川町増原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町玉〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部高梁地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、高梁市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇九K玉川町下切〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町下切〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町玉〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇九K玉川町増原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二〇九D玉川町増原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇九D玉川町増原〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部高梁地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

〔三二四〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市及び総社市 全域	測量区域
公共測量（航空写真撮影）	測量の種類
平成二十九年三月三十一日	終了年月日

〔三二五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一五号 平成二十九年七月 二十一日	浅口市鴨方町益坂字池田一四四七番 九、一四四七番九地先道	六・〇〇	七一・二四

〔三二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字平山一三一七一四、一三一七一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

加賀郡吉備中央町円城三一六

角田 大希

三 許可番号

岡山県指令建指第三二二号

◎岡山県選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

天皇同志会

石川

悠

熱田潔司

岡山市東区久保三三五―七

平成二九・六・一三

◎岡山県選管告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成二十九年七月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県建設業支部	村社 勝	会計責任者の氏名	矢野茂利	中野英二	平成二九・六・一
自由民主党岡山県トラツク支部	遠藤 俊夫	代表者の氏名	遠藤 俊夫	壺坂 須美男	六・一六

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いづな洋平後援会	飯網 洋平	代表者の氏名	飯網 洋平	宗本 康紀	平成二九・五・一
岡山県建設政治連盟	村社 勝	会計責任者の氏名	矢野茂利	中野英二	六・一
岡山県建築士事務所政経研究会	宮崎 勝秀	〃	中村浩巳	居森 正而	〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岡山県歯科技工士連盟	難波 秋広	主たる事務所の所在地	岡山市北区本町六一三六第一セントラルビル4F	笠岡市中央町三三―四大橋ビル	六・一二
〃	〃	代表者の氏名	難波 秋広	木下 英志	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	石井 秀明	嶋池 豊	〃
岡山県獣医師連盟	中村 金一	政治団体の名称	岡山県獣医師連盟	岡山県獣医師政治連盟	〃
岡山県中小企業政治協議会	晝田 眞三	代表者の氏名	晝田 眞三	武田 修一	平成二八・六・二三

岡山県トラック政治連盟	遠藤俊夫	遠藤俊夫	壺坂須美男	平成二九・六・一六
〃	〃	西田末廣	田中明夫	〃
岡山県遊技業政治連盟	千原行喜	高見浩三	遠部勇治	〃
岡山ビルメンテナンス政 治連盟	武田五男	武田五男	高上征夫	五・二五
〃	〃	小川昌作	宮下正晴	〃
片岡しげお後援会	難波作吉	難波作吉	片山松夫	〃
久徳大輔後援会	谷本明久	谷本明久	柳井正昭	六・二七
税理士による平沼赳夫後 援会	神崎信輔	津山市志戸部六四七―九	津山市大手町八一―一 大手町ビル三階	四・二一
〃	〃	代表者の氏名	神崎信輔	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	神崎信輔	〃
日本葉業政治連盟岡山 支部	児嶋俊和	代表者の氏名	久米敏彦	六・六
		会計責任者の氏名	浅野幹夫	〃
			浅野幹夫	〃

◎岡山県選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年七月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

石田よしお後援会

上岡 實

平成二九・六・二六

片山剛後援会

山本 恒治

〃 五・三一

佐野たかし後援会

平松 真太郎

〃 〃

宮田精一後援会

宮田 修治

〃 五・二六

◎岡山県選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、自由民主党岡山県自治振興支部から訂正の申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（平成七年岡山県選管告示第七号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年七月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

自由民主党岡山県自治振興支部のうち「加計 孝太郎」を「加計 晃太郎」に改める。